



福岡県医師会 第2799号（総）
平成27年1月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

日医電子認証センター郡市区医師会 LRA 担当者について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先にご案内のとおり日医電子認証センターは日医内部の附属機関として設置され、昨今の医療分野における情報技術利用の進展を踏まえ、現実の世界だけでなく、ITを用いた世界でも医師の資格を証明すること、ならびに認証技術を用いたセキュリティの確保された医療 IT 基盤を整備していくことを事業の柱に運営されております。その事業の一環として、IC カード化した「医師資格証」の発行を行っておりますが、医師資格証を発行するに当たっては、医師であることを証明するための厳格な審査が必要となります。

本会では、来年度より公益事業として運営を行うべく現在準備を進めており、「第2回各医師会長連絡協議会（平成26年11月27日開催）」で説明致しましたとおり、本会に地域受付審査局（LRA）の設置が完了し、審査体制が整ったところです。また、先般開催いたしました「日医認証局の運営に係る担当理事及び事務局担当者会（平成27年1月14日開催）」において説明いたしましたとおり、医師資格証の発行にあたっては、郡市区医師会において事前審査を行って頂くため、実際に審査を行う担当者を事前に本会へ届出いただく必要がございます。

つきましては、別紙「郡市区医師会 LRA 担当者任命届」を2月6日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。

なお、医師資格証発行申請書、事前審査業務マニュアル等の関係書類を併せてお送りいたしますのでご確認くださいようお願いいたします。

平成 27 年 1 月 26 日

(宛)福岡県医師会 松 田 峻一良 会長殿

(発) 団体名 小郡三井医師会

会長名 廣瀬真恵 印

住所 小郡市上岩田1246

郡市区医師会LRA担当者任命届

医師資格証の発行に関わる地域受付審査局担当者について、当方の担当地域に関わる
医師からの申請受付業務を行う担当者を任命したので届出いたします。
なお、届出済LRA担当者の解任、変更につきましても本任命届にて届出いたします。

↓ 解任・新任のいずれか○印で囲ってください。変更は前(現状)か後(変更後)を○印で囲ってください。

No	区分	氏名	所属・役職	電話番号
1	解任 ☒ 新任 変更 前・後	松尾武俊	小郡三井医師会事務長	0942-72-5534
2	解任 ☒ 新任 変更 前・後	西 奈々	小郡三井医師会事務	0942-72-5534
3	解任 ☒ 新任 変更 前・後	志柿かおり	小郡三井医師会事務	0942-72-5534
4	解任 新任 変更 前・後			
5	解任 新任 変更 前・後			
6	解任 新任 変更 前・後			
7	解任 新任 変更 前・後			
8	解任 新任 変更 前・後			

医師資格証について

2015年1月14日

日本医師会電子認証センター
矢野 一博

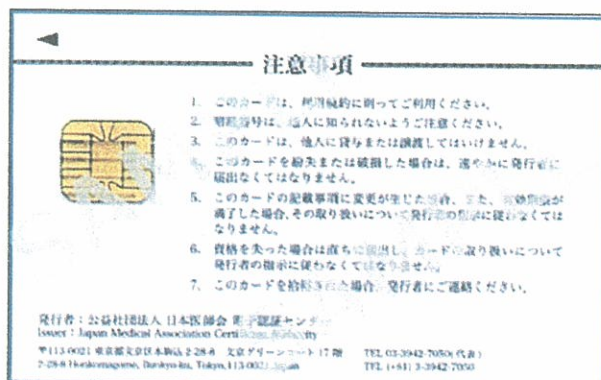
医師資格証

日本医師会（電子認証センター）が日医認証局から発行するICカードの券面を「医師資格証」としました。



(表)

- ◆ ICカードの有効期限：6年
- ◆ ICチップの中の情報（電子証明書）の有効期限：2年



(裏)

医師資格証の使い方

1. 身分証としての活用

顔写真を貼付したことで、身分証としての活用が可能となった。

医師会等の内部的には既に身分証として活用することは可能だが、今後、例えば緊急災害時（JMAT活動等）や交通機関で急病人対応のような時に提示して、医師資格保有者であることを証明できるようなカードとして使えるように、また、平時でも各医療機関の採用時における資格確認に利用できるよう、各行政機関に働きかけや関係団体に協力の依頼を行っていく予定。

2. オフラインでの活用

非接触タイプのカードの特性を生かして、セミナーや講習会時にお財布携帯のようなイメージで、カードを読み取り機にかざすだけで出席の管理ができるような仕組みを構築する。

3. オンラインでの活用

これまでの日医認証局の取り組みである、IT世界での「署名」と「認証（通行証）」を更に啓発・普及をする。



日医電子認証センターについて



電子認証センター設置趣旨

急速に情報技術（IT）の進展が進む現在、保健医療福祉分野におけるIT化の進展も例外ではありません。ITを用いて医療に関わる情報の連携をし、国民に対しても自身の健康情報を提供することで、医療者の負担軽減、国民の医療に対する満足度向上、医療の質の向上を図るなどが目指されています。

一方で、ITの持つ特性から、ネットワーク回線を用いた非対面での情報のやり取り、医療に関わる電子文書の信ぴょう性の確保など、セキュリティや個人情報保護の面から拙速なIT化に対する懸念の声も挙がっています。更には、現実の世界においても「なりすまし医師」が社会問題になるなど、医療を支える資格制度という基盤への懸念も出てきています。

これらの状況に対し、国やIT産業界は様々な施策やサービス提供を進めていますが、日本医師会は従前から、ITにおける『光と影』、また、日本における医師を代表する団体として、安全・安心な保健医療福祉の環境を整備すべく取り組みを進めてきました。

そこで、その最も基盤となる保健医療福祉分野の国家資格を、ITの世界や現実の世界の上で証明する機関として『日本医師会電子認証センター』を日本医師会の内部付属機関として設置します。本センターは、国や企業の干渉を受けない日本医師会の自律的な機能として、医師の資格を証明する事業とセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業を実施します。

4

事業概要

日本医師会電子認証センターでは、以下の事業を行います。

1. 医師資格を証明する電子証明書（ICカード）の発行事業

本センターの基幹となる事業として、医師資格を証明する電子証明書ならびに証となるICカードの発行及びICカードの活用。

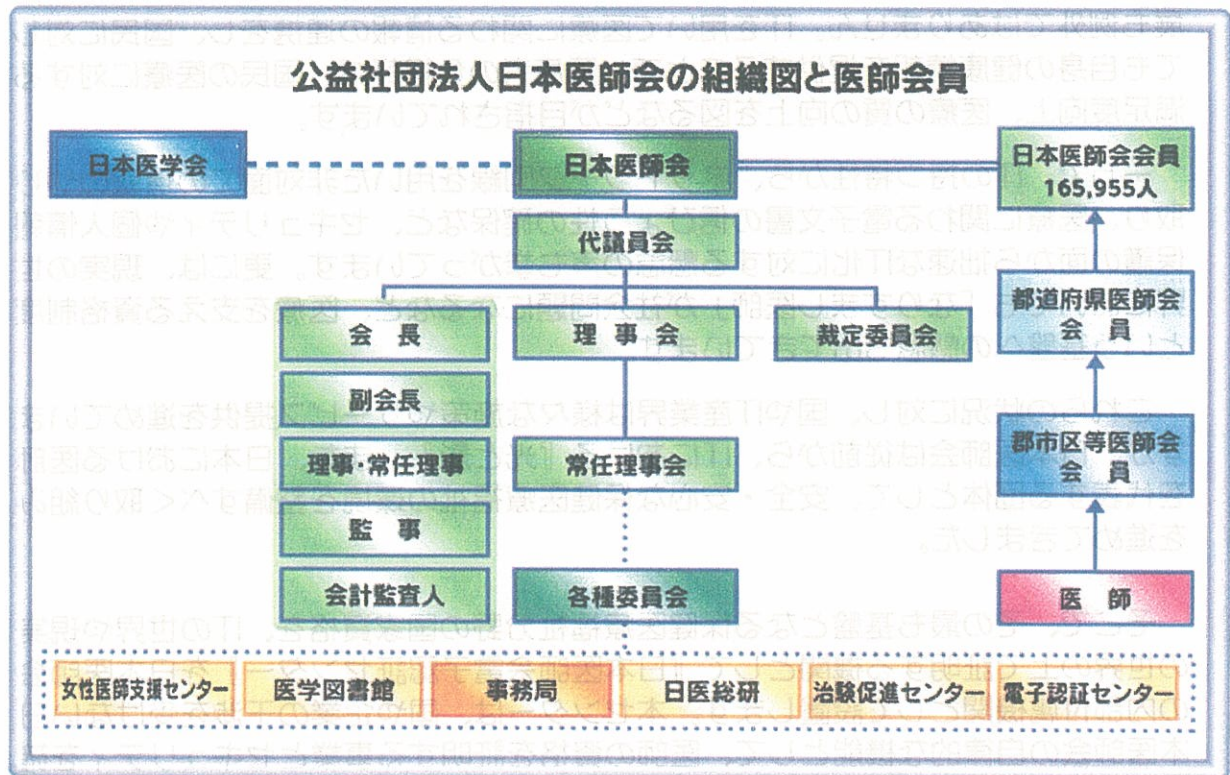
- ・ 電子証明書の発行に係る登録、審査業務
- ・ 登録個人情報の管理、メンテナンス、安全管理
- ・ 地域や病院における審査局の設置支援業務
- ・ ポータル機能の提供
- ・ その他、ICカード発行に係る必要な事項

2. 認証局を活用するセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業

地域でITを用いた連携基盤を構築する際に日医認証局の利用を促し、標準的な認証手段を提供することで安全・安心な基盤を整備するための事業。

- ・ 医療ドキュメントのe-文書法対応のための、電子署名環境の整備
- ・ 日本医師会医療認証基盤（シングルサインオン基盤）の導入促進による標準的なログイン基盤の整備
- ・ 生涯教育ポイント管理システムの提供
- ・ その他、セキュリティ確保のために必要な基盤の整備（セキュリティ対策支援など）に関わる事項

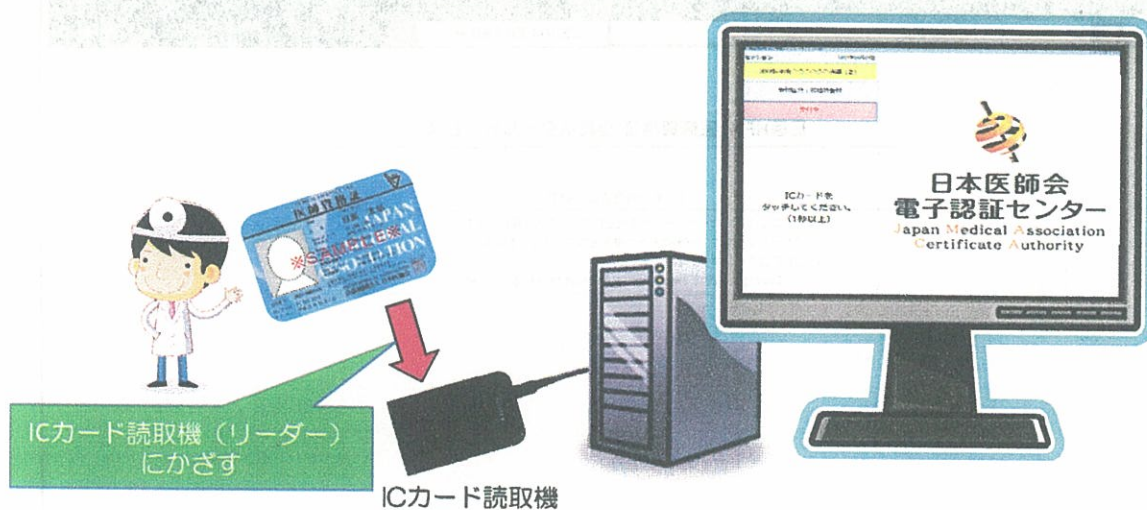
日医組織体制図



現在開発中のアプリケーション等

- ① 出欠管理アプリケーション
- ② スマートフォンを用いた資格確認アプリケーション
- ③ 医師資格証利用者ポータル

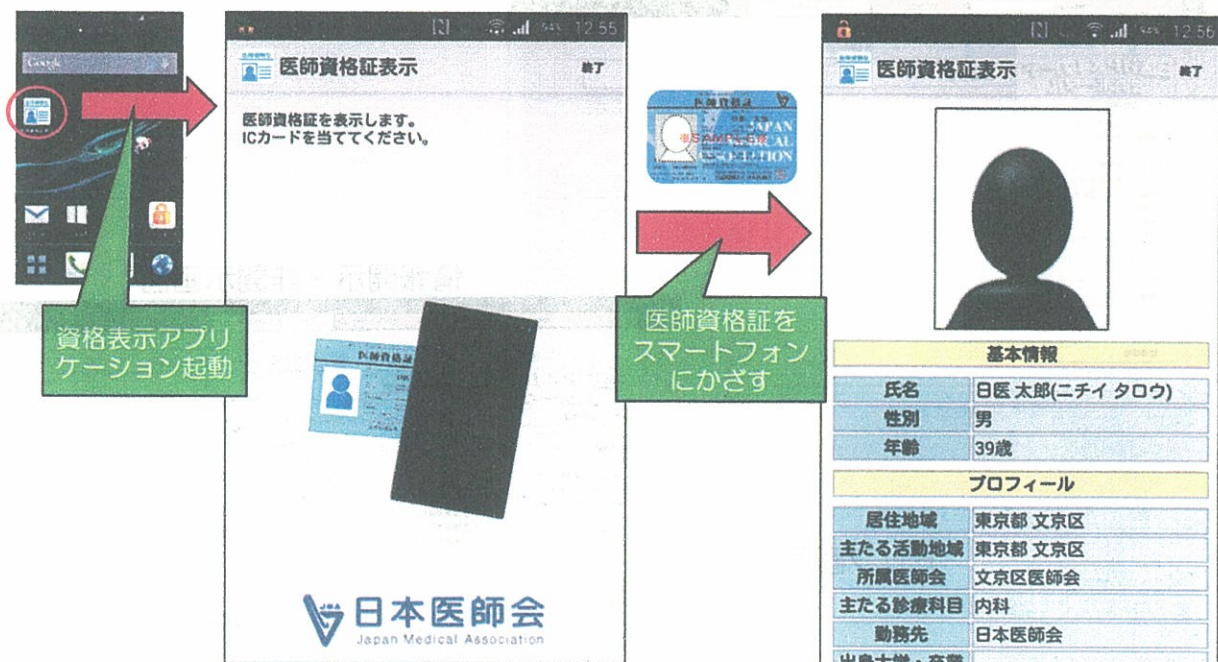
出欠管理アプリケーション



- ・ 医師資格証をICカード読取機にかざして、講習・研修会などの受付時間や終了（退出）時間を記録・出力するアプリケーション。
- ・ 講習・研修会終了後に、各医師会等が保有している出欠管理システム（帳簿）と出力情報を照合（突合）することで出欠管理ができる。

8

スマートフォンを用いた資格確認



医師資格証をスマートフォンにかざすことで、医師資格証の発行情報を元にした「基本情報」と利用者個人で編集できる「プロフィール」を表示するアプリケーション。

9

2

医師資格証のITでの使い方

日医認証局について

【証明書ポリシーが定める基準の一例】

- **申請の方法**
 - 医師免許証の原本を確認すること
 - 住民票を提出すること
 - 身分証を確認すること
- **審査の方法**
 - 医師免許証が原本であることを確認すること
 - 身分証を見て、本人であることを確認することなど
- **認証局システムを設置する建物の基準**
 - 入退の記録を残すこと
 - 水害、地震、防火対策をすることなど
- **認証局システムのセキュリティの基準**
 - 採用する暗号の基準
 - システムのログインは複数人で行うことなど

基準を満たしていることを確認（監査）した上で、認証局同士を相互接続しています。

厚生労働省
HPKIルート認証局

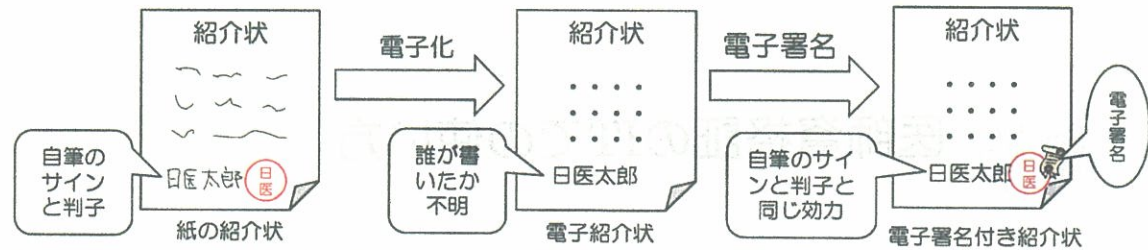


日医認証局は、厚生労働省が定める「保健医療福祉分野PKI認証局 証明書ポリシー」という基準に則って運営される認証局です。基準を満たしていることの監査を受けた上で、厚生労働省のルートといわれる認証局と相互接続しています。

イメージ

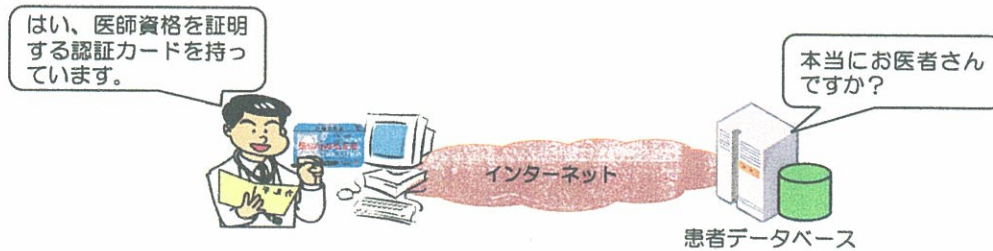
1. 電子署名

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は、電子署名法で保証されています。



2. 認証

例えば、地域医療連携では、ネットワークを通じて本人の確認が必要になります。特に、カルテや連携パスの情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要であり、その時に認証を使います。



14

それぞれの具体的利用例

1. 電子署名

2. 認証

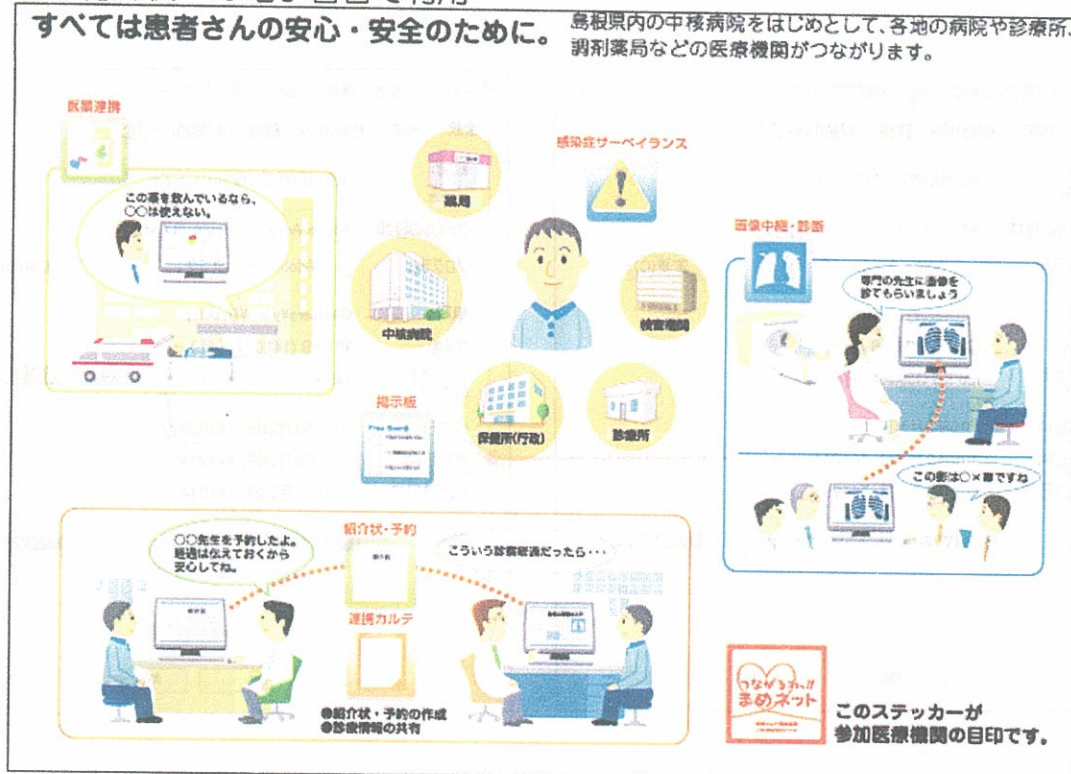
15

島根県まめネット

電子紹介状への電子署名で利用

すべては患者さんの安心・安全のために。

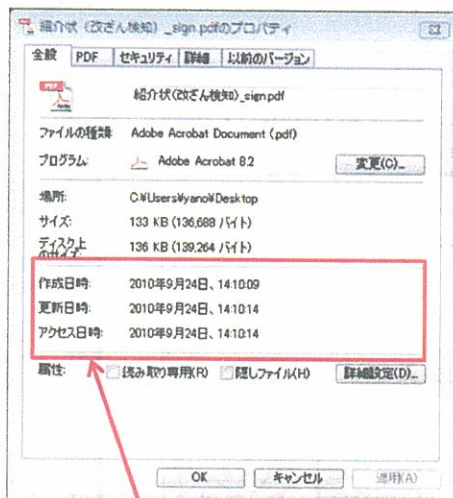
島根県内の中核病院をはじめとして、各地の病院や診療所、調剤薬局などの医療機関がつながります。



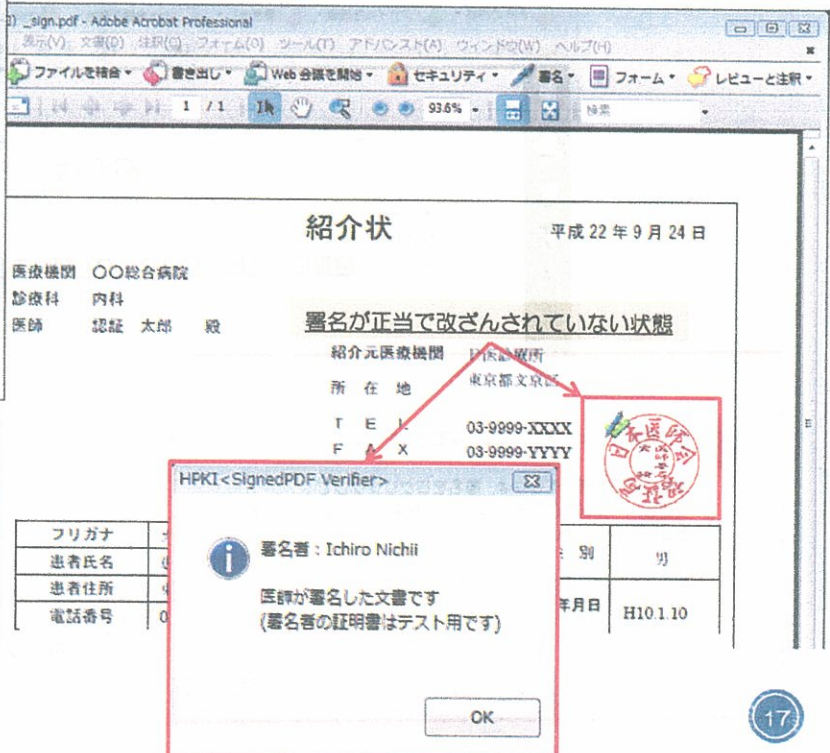
<http://www.shimane-inet.jp/mamenet/index.html>

16

正しい電子署名

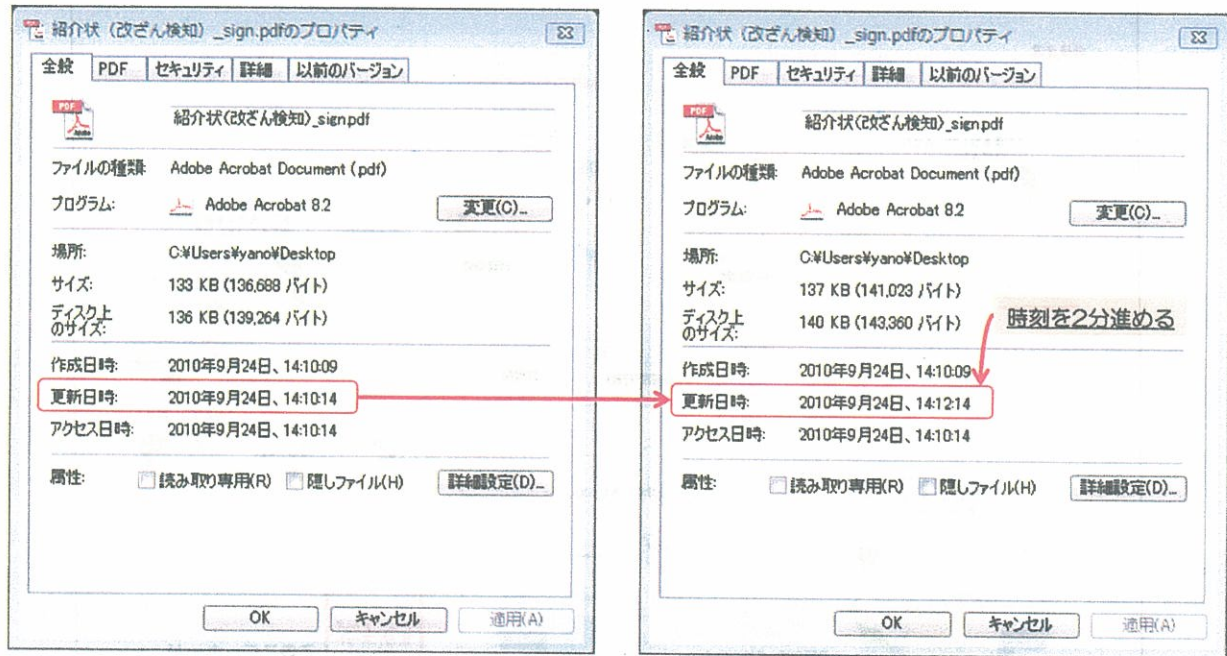


ファイルのプロパティ



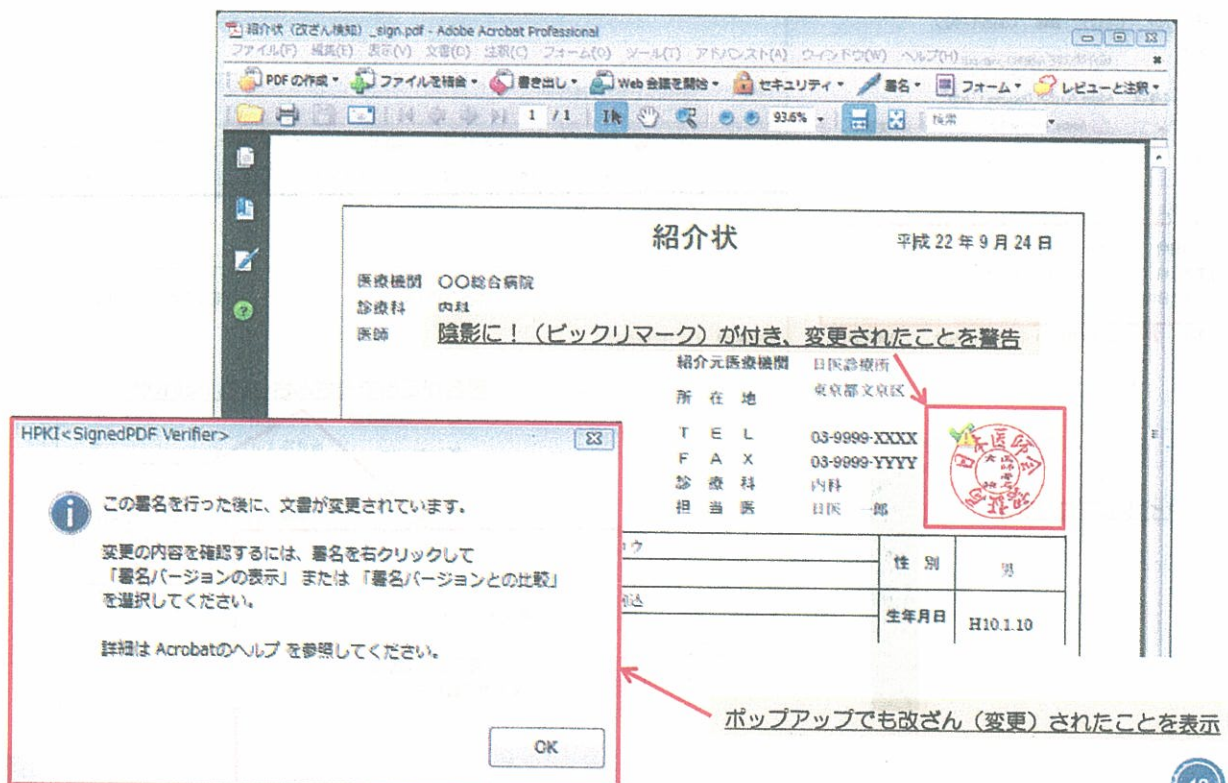
17

プロパティの改ざん（変更）



18

改ざんの検知



19

e-文書法

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号))

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等しなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

※厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)

20

保存や署名押印の必要な文書の例

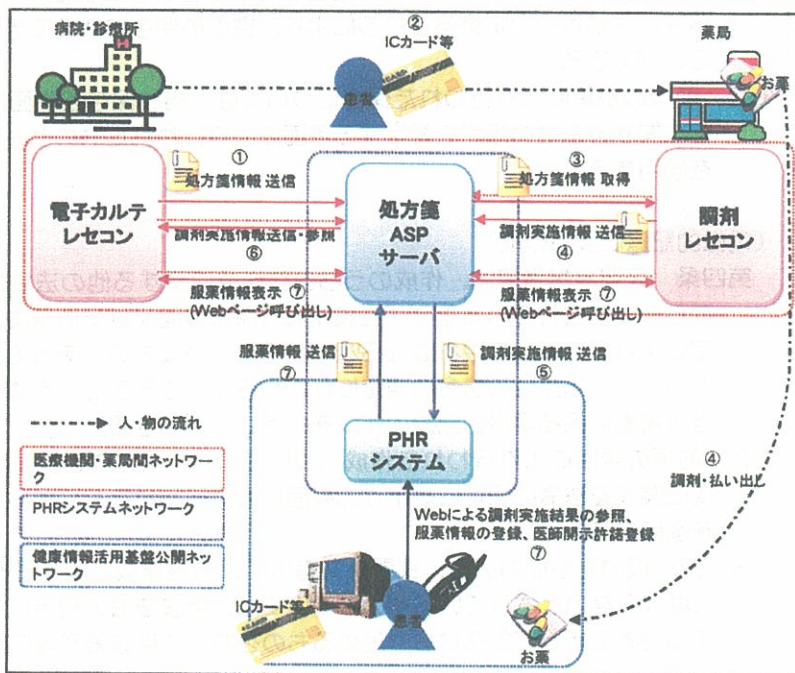
医療機関においては、様々な文書が発生し、保存の義務や署名・押印が必要となる。
以下は、その一例である。

資格	書類	根拠	保存期間	署名・押印の 必要性
医師	診断書、検案書、出生証明書、死産証書	医師法第19条第2項		○
	診療録	医師法第24条第1項	5年間	
	処方箋 (電子化対象外)	医師法第22条		○
歯科医師	診断書	歯科医師法第19条第2項		○
	診療録	歯科医師法第23条第1項	5年間	
	処方箋 (電子化対象外)	歯科医師法第21条		○
薬剤師	処方箋への記入等	薬剤師法第26条		○
	調剤録	薬剤師法第28条	3年間	
助産師	助産録	保健師助産師看護師法第42条第1項	5年間	
診療放射線技師	照射録	診療放射線技師法第28条		○
保険医	様式第1号又はこれに準ずる様式の診療録	保険医療機関及び保険医療療養担当規則第22条	5年間	

21

医療機関が患者を特定の薬局へ誘導することは禁止されているため、医療機関から直接薬局に電子処方箋を送信することは適当ではない。このため、処方箋ASP[※]サーバに送信して、患者が自らの意思で赴いた薬局において本人確認を経てダウンロードされる形式とする。

- ① 病院・診療所において、処方箋情報を処方箋ASPサーバに送信。
- ② 患者は自由意思で薬局を選び、ICカード等を持参し薬局へ赴く。
- ③ 薬局は患者が持参したICカード等により処方箋ASPサーバより処方箋情報を取得。
- ④ 調剤を実施し、調剤実施情報を処方箋ASPサーバに送信。
- ⑤ 処方箋ASPサーバからPHRシステムに調剤実施情報が送信
- ⑥ 病院・診療所において調剤実施情報を送信・参照。
- ⑦ 患者は調剤実施結果の参照や病院・診療所に調剤実施情報を開示するかどうかの許諾管理を行う。
また、服薬情報を登録することで、病院・診療所に服薬情報を参照してもらうことも可能。

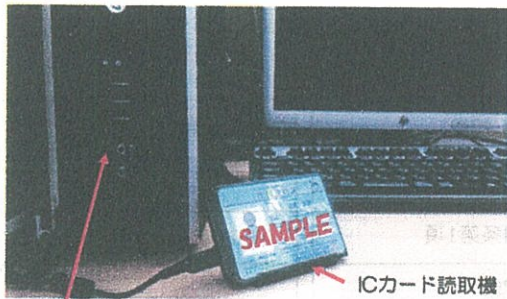


※ASPとは、Application Service Providerの略で、ソフトウェアをインターネットを介して使用できるようにするサービス事業者のこと

厚生労働省 第27回医療情報ネットワーク基盤検討会資料

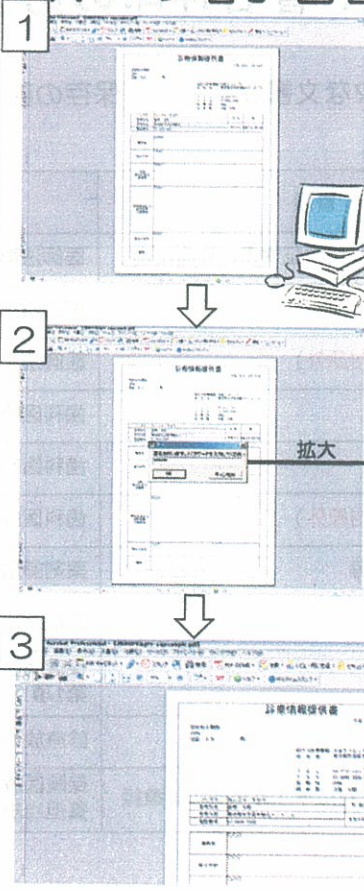
電子紹介状への電子署名

事前準備



PCに接続

- ① ICカード読取機をコンピュータ（PC）に接続します。
- ② ICカード読取機に医師資格証を置いて（かざして）準備完了です。



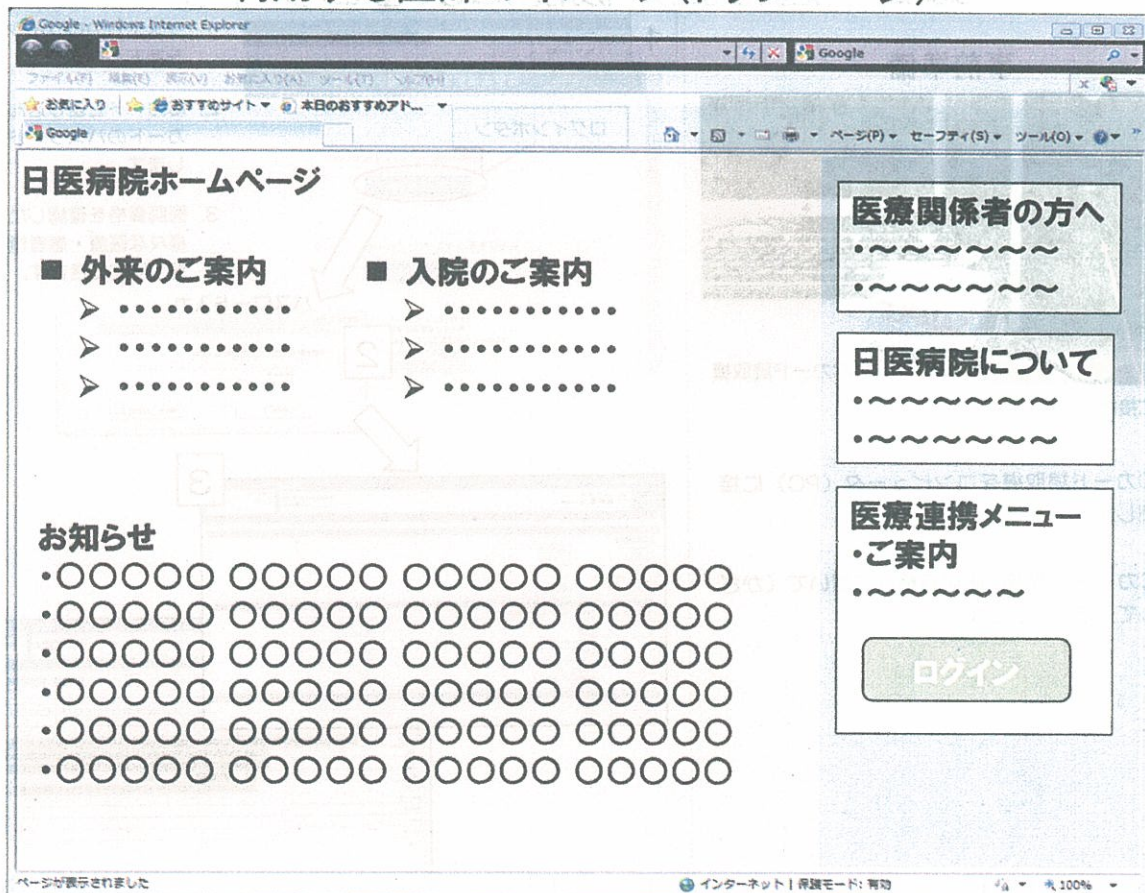
1. コンピュータを使って紹介状を作成します。
2. 紹介状に判子（署名）をする機能を動かすと、暗証番号を入力する画面が出て来るので、暗証番号（数字4桁）を入力します。
3. 電子的な判子が押され「本人（例えば、日医太郎）であること」、「医師であること」の証拠になります。また、文章が改ざんされていないことも証明されます。

それぞれの具体的利用例

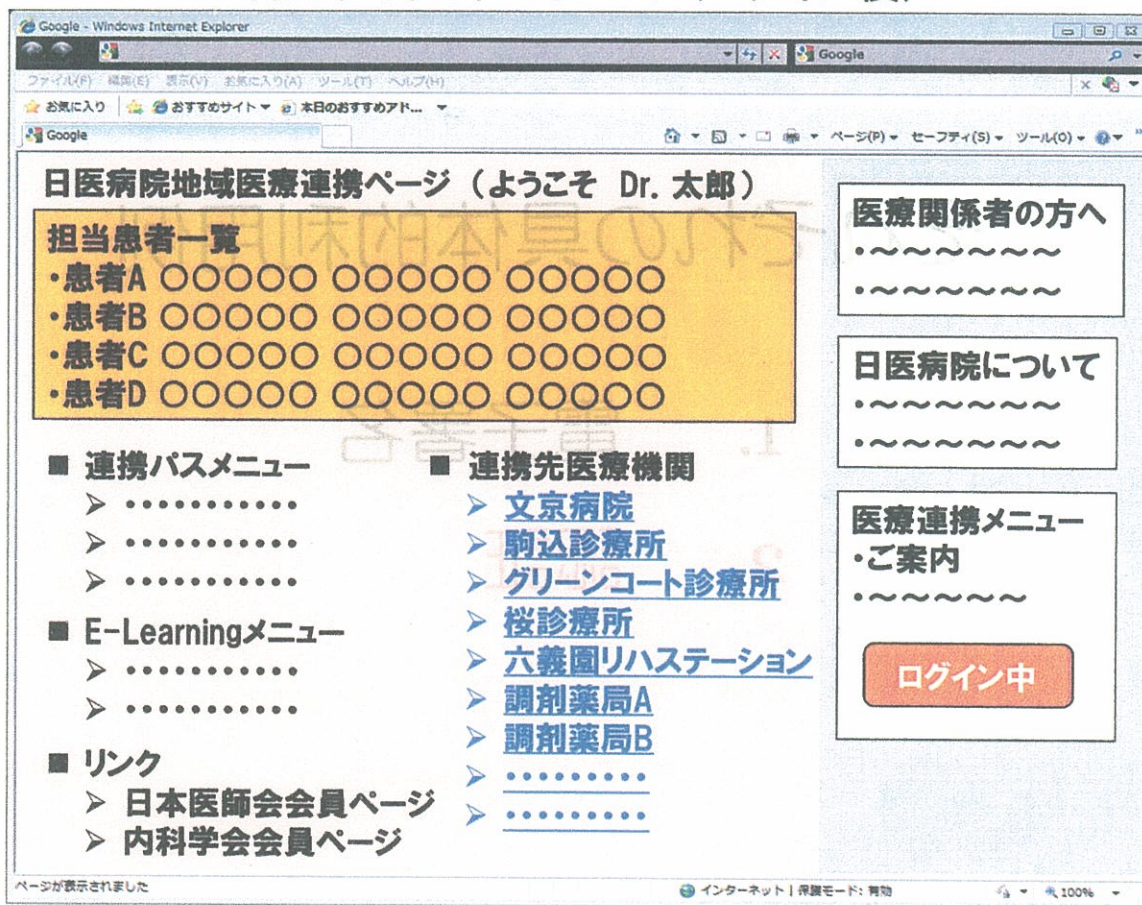
1. 電子署名

2. 認証

利用する医師のイメージ(トップページ)



利用する医師のイメージ(ログイン後)



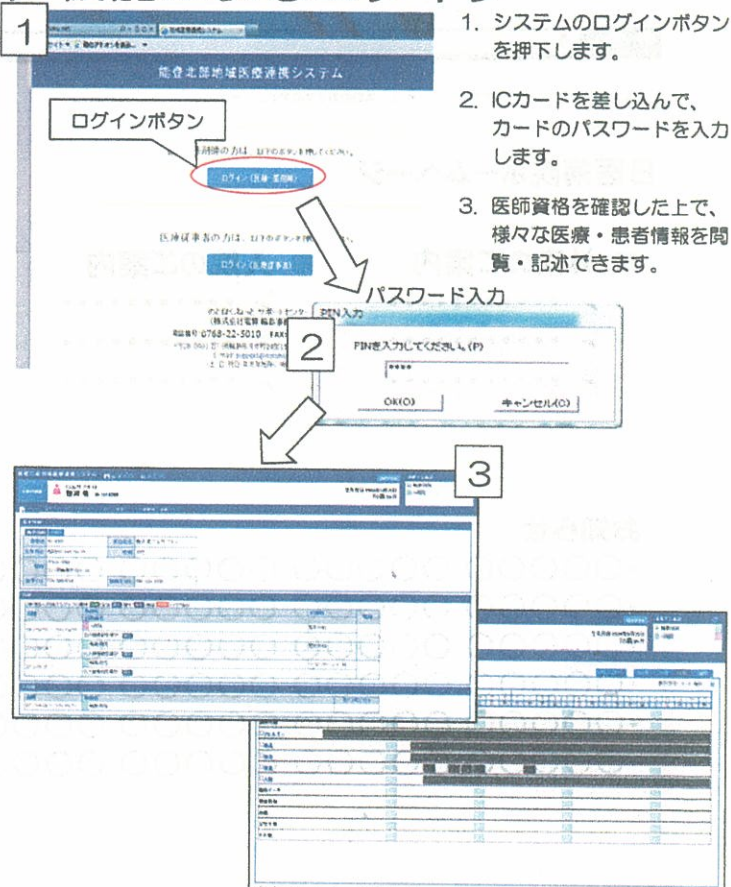
認証（通行証）機能によるログイン

事前準備



PCに接続

- ① ICカード読取機をコンピュータ（PC）に接続します。
- ② ICカード読取機に医師資格証を置いて（かざして）準備完了です。



岡山県晴れやかネット

晴れやかネット

メールアドレスまたはニックネーム

パスワード

ログイン HPKログイン

パスワードを忘れた方はこちら

ここをクリックすると、暗証番号入力画面が出てくるイメージです。

PIN入力

PINを入力してください(P)

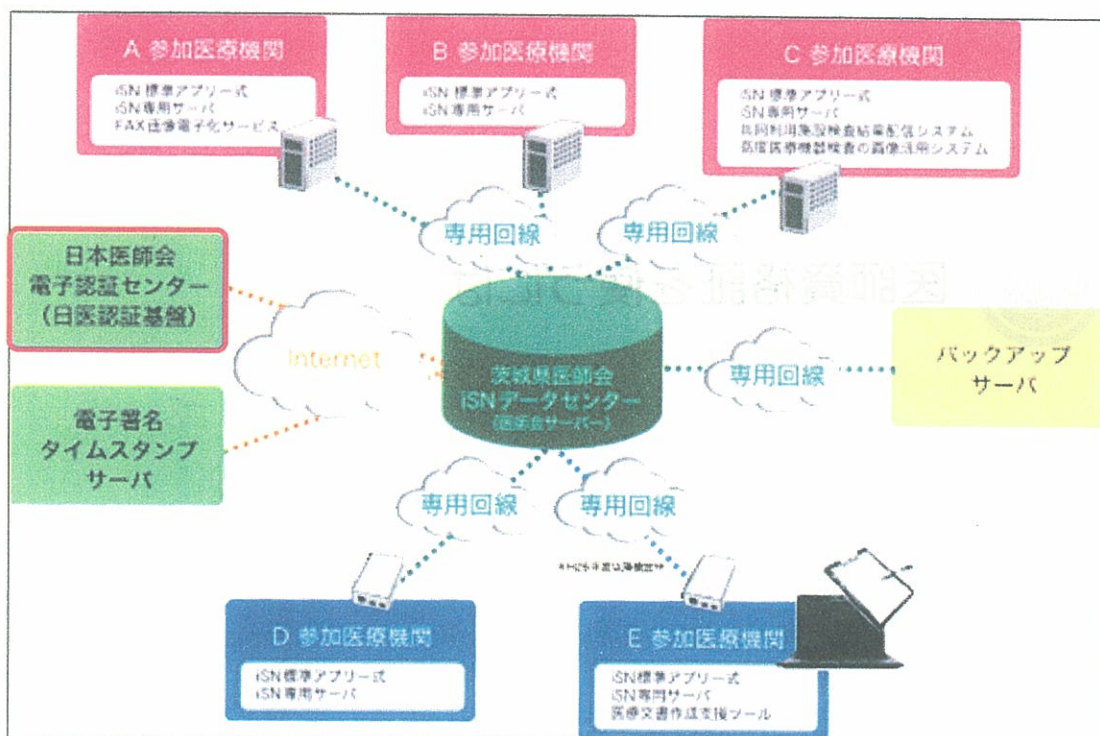
OK(O) キャンセル(C)

晴れやかネット

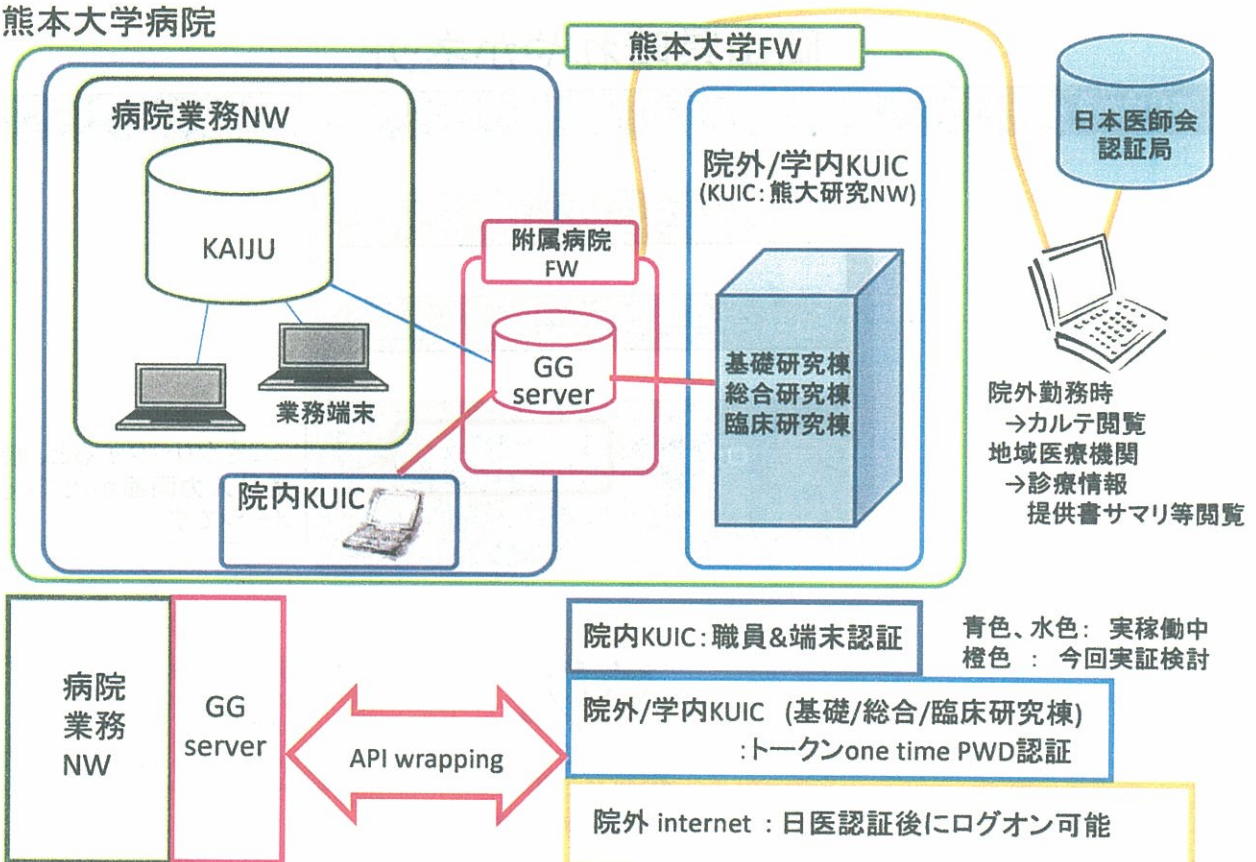
医療ネットワーク岡山協議会

利用規約・プライバシーポリシー・よくある質問・お問い合わせ・入力マニュアル

茨城県医師会いばらき安心ネット(iSN)



熊本大学病院



※API wrapping:

経路上には実データはない、画面操作/構成情報のみが移動する(API : Application Program Interface)



医師資格証を使うには

共通事項

① ICカードリーダーの準備

市販のICカードリーダー（接触、非接触どちらもOK）であれば利用可能。
電子認証センターで動作確認した製品は以下のもの。

製造元	型名	PCとの接続
ジェムアルト (Gemalto)	PC USB-TR (旧型名PC Twin)	USB
三菱電機インフォメーションテクノロジー	MM-520U	USB
NTTコミュニケーションズ	NTT-SCR3310-NTTcom	USB
マクセル精機	MR-520UJ	USB
日立製作所	HX-520UJK	USB
シャープ	RW-5100	USB
SONY	RC-S380	USB

② ICカードドライバのインストール

- ◆ ICチップのコントロールドライバ。
- ◆ 利用者（医師）にはカード発行に合わせて提供。
- ◆ 医師資格証を利用するシステムやアプリケーションを構築するベンダさんに関しては、提供費用含めて、個別相談。

32

電子署名での利用

① 署名アプリケーションの独自開発

◆ 参照するドキュメント

JAHIS標準12-007「JAHISヘルスケアPKIを利用した医療文書に対する電子署名規格Ver.1.1」

http://www.jahis.jp/jahis_standards_healthcarepk_12-007/

② 製品の購入

◆ 現在のところHPKI対応製品としては2社が取扱中

□ 株式会社テクノウェア

- PDFファイルへの署名製品
- XMLファイルへの署名製品
- ASP・SaaS型PDFファイルへの署名システム

□ アイサンテクノロジー株式会社

- OFFICE形式（.docx、.xlsx）への署名

※ 我社にもありますという場合、お知らせください。順次、ご紹介させていただきます。

■ 署名を確認するアプリケーション（Verifier）については、日医から無償提供

33

認証での利用

① 認証アプリケーションの独自開発

◆ 参考になるドキュメント

JAHIS標準10-005「JAHIS HPKI電子認証ガイドライン V1.0」

<http://www.jahis.jp/10-005/>

② 日医認証基盤の利用

◆ 地域医療連携の際の利用を想定。

◆ SAMLを利用したシングル・サインオンを提供するもの。

◆ 地域医療連携システム側にSAML情報をやり取りする認証・認可システムを構築する必要がある。

◆ 利用者（医師）の費用はゼロ円。構築事業者もしくは運営主体者からは、認証・認可システムと認証基盤システムの接続時の初期設定費用として、25万～75万円の費用を徴収。

➤ 構築方法

【独自開発】

・ 参考文書 経済産業省 平成22年度 医療情報化促進事業報告書

①成果報告書 <https://www.keieiken.co.jp/medit/pdf/240423/7-report.pdf>

②添付資料（SAML実装仕様書） <https://www.keieiken.co.jp/medit/pdf/240423/7-data.pdf>

【ベンダに依頼】

NEC、富士通、三菱電機インフォメーションシステムズ、NTTデータ、電算



医師資格証年会費と受付審査体制について

医師資格証の年会費

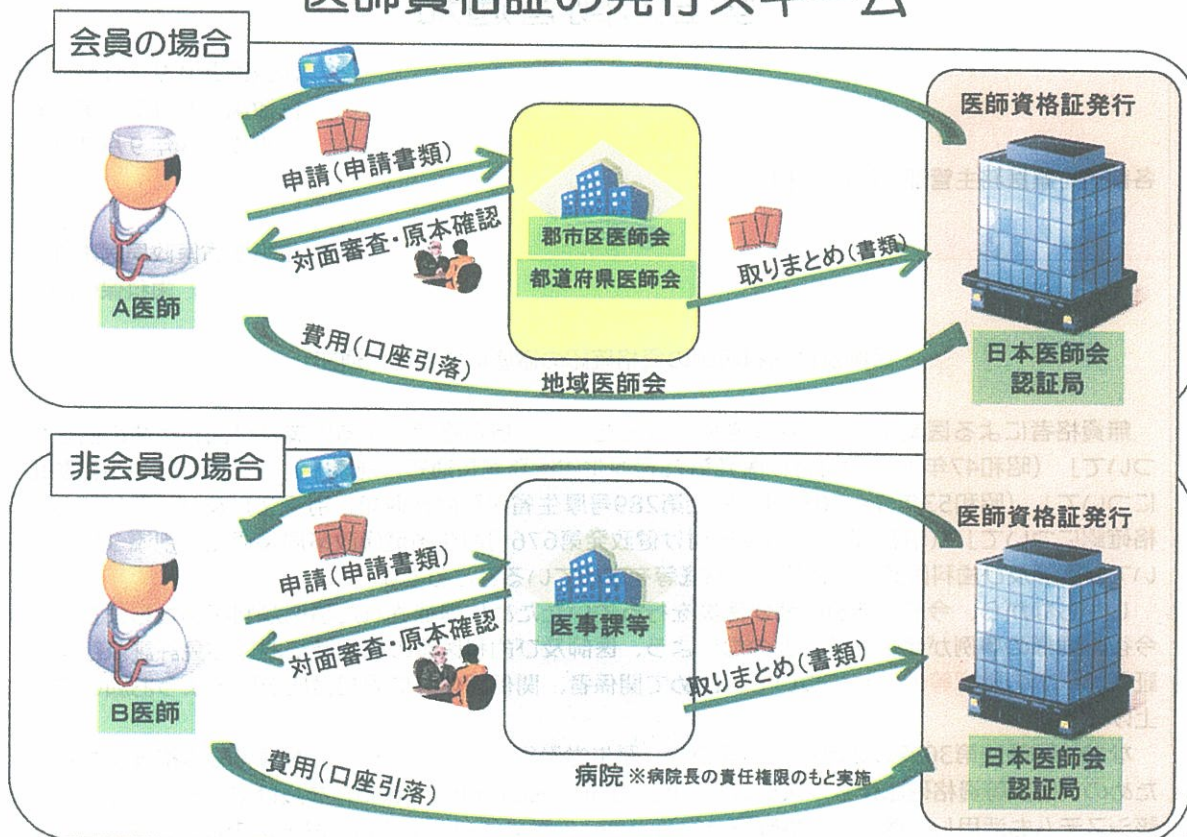
	年会費
会員	5,000円
非会員	10,000円

※日医会員は初年度年会費無料

※2年目以降5,000円

- これまでと異なる券面で提供（医師資格証）
 - 顔写真を掲載
- 電子署名と電子認証のどちらも利用できるハイブリッド
 - 非接触対応
- 年会費は、認証局の運営費や各種提供予定のサービス料を含み、それらを自立運営可能な料金体系として設定
 - 提供予定サービスの例：利用者個人用ポータル、認証基盤の利用、出欠管理アプリケーション、スマートフォン確認アプリケーション等
 - 今後も様々なサービスを順次追加予定。

医師資格証の発行スキーム



なりすまし医師事件

偽医師の無職男を逮捕＝免許偽造、板橋の病院で健診－医師法違反容疑など・警視庁

東京都板橋区の私立病院で、医師に成り済ました男が健康診断をしていた問題で、警視庁生活環境課と長野県警は24日、医師法違反や詐欺容疑などで、無職の〇〇〇容疑者（43）＝世田谷区中町＝を逮捕した。同課によると、容疑を認め「生活費が欲しくてやった」と話しているという。

同容疑者はほかにも長野県の医療機関などで働いていた疑いがあり、同課は全容解明を進める。

逮捕容疑は2009年6月、偽造した医師免許証のコピーを人材派遣会社に提示。10～11年、医師を名乗って板橋区の病院に勤務し、給与計262万円を詐取した疑い。

時事通信（2012/09/24-12:02）

38

厚生労働省通知

医政医発0924第1号

医政歯発0924第2号

平成24年9月24日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
歯科保健課長

医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日付け医発第76号厚生省医務局長通知。別添1）、「免許証の不正防止について」（昭和53年3月20日付け医発第289号厚生省医務局長通知。別添2）及び「医師等の資格確認について」（昭和60年10月9日付け健政発第676号厚生省健康政策局長通知。別添3）において、医師及び歯科医師の資格確認の徹底等を求めているところです。

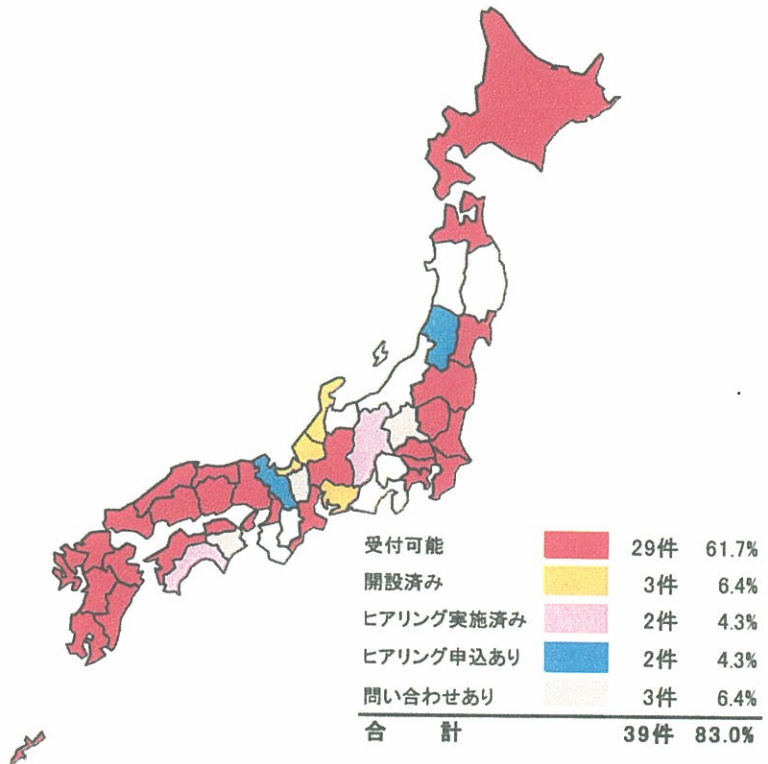
しかしながら、今般、無資格者が医業を行っていたために逮捕された事例が判明いたしました。今後、同様の事例が発生することのないよう、医師及び歯科医師の採用時における免許証及び卒業証書の**原本の確認等の徹底**について、改めて関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから、当該システムも活用して適正な資格確認を行うよう、併せて周知をよろしくお願い申し上げます。

39

地域受付審査局（LRA）開設状況

都道府県	色分け	都道府県	色分け
北海道	■	滋賀県	■
青森県	■	京都府	■
岩手県	■	大阪府	■
宮城県	■	兵庫県	■
秋田県	■	奈良県	■
山形県	■	和歌山県	■
福島県	■	鳥取県	■
茨城県	■	島根県	■
栃木県	■	岡山県	■
群馬県	■	広島県	■
埼玉県	■	山口県	■
千葉県	■	徳島県	■
東京都	■	香川県	■
神奈川県	■	愛媛県	■
新潟県	■	高知県	■
富山県	■	福岡県	■
石川県	■	佐賀県	■
福井県	■	長崎県	■
山梨県	■	熊本県	■
長野県	■	大分県	■
岐阜県	■	宮崎県	■
静岡県	■	鹿児島県	■
愛知県	■	沖縄県	■
三重県	■		



平成27年1月1日現在

※「開設済み」は団体登録申請書を提出済みの医師会。受付システムを設定し、利用者からの申請を受付けているのが「受付可能」の医師会。



日本医師会
電子認証センター

Japan Medical Association
Certificate Authority

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

医師資格証の 発行審査について

2015年1月14日

日本医師会電子認証センター 事業企画部門長

利渉 義昭

1

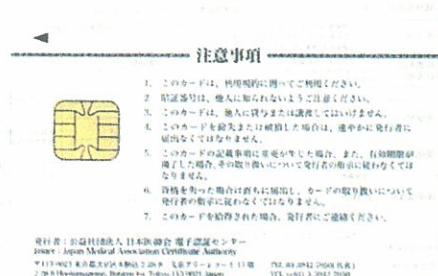
医師資格証

日本医師会（電子認証センター）が発行するICカードの券面を
「医師資格証」としました。



(表)

医師資格証の有効期限は
発行日より6年間有効



(裏)

ICチップ内の電子証明書の有効期限は
発行日より2年間有効

2

審査とは

医師資格証発行を希望する方の

「申請書類」と

「本人との対面」で

申請者の本人確認と

医師であることを確認すること

3

申請書類

1. 医師資格証発行申請書

LRAにてLRA名を記載する

姓名欄に記載できるものは、本名、旧姓、通名の3種類だけです。芸名、ペンネームは不受理となります。

券面に表記する氏名の漢字は、発行申請書に記載いただいた漢字としますが、旧字、外字等の場合、代替の漢字・カナに置き換えて記載させていただくこともありますので、ご了承ください。

この写真が医師資格証の券面に載ります。写真は6ヶ月以内に撮影したものと規定しています。

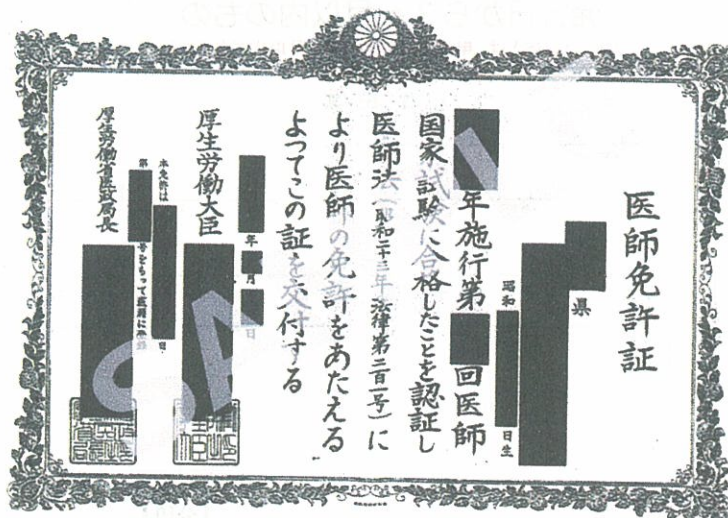
赤い*の付いた項目は必須項目です。記入漏れのないようにお願いします。

申請者氏名（自署）の欄は、必ず本名を楷書にて記入。その他の項目はExcel等での入力が可能です。

4

申請書類

2. 医師免許証原本（コピー不可）

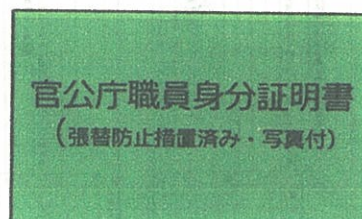
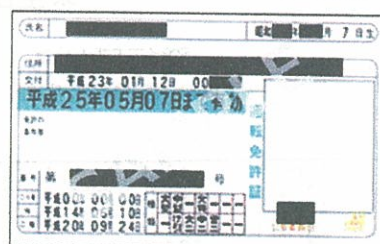


受付時、透かしと裏書の有無を確認します。
確認後、原本のコピーを取得します。

5

申請書類

3. 身分証（コピー不可）



- a) 日本国旅券（有効期間内のもの）
- b) 運転免許証（有効期間内のもの）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）
- c) 住民基本台帳カード 写真付き（有効期間内のもの）
- d) 官公庁職員身分証明書（張替防止措置済み・写真付）

6

※有効期限内とは、申請日の時点で有効期限内であること。 ※確認後、原本のコピーを取ります。

申請書類

4. 住民票の写し

発行日から3ヶ月以内のもの

※3ヶ月以内とは、申請日の時点で3ヶ月以内であること。

住 民 票					
氏 名	住所	性別	年齢	世帯主	住所記載の年月日
八王子 太郎	昭和51年1月1日	男	世帯主	八王子 太郎	昭和51年12月12日
注 意	昭和20年12月11日 転入 昭和20年12月12日 転出				
本 籍	東京都八王子市宮内町3丁目24番				
世帯主	八王子 太郎				
世帯員	八王子 太郎				
備考					

この写しは、住民票の写しと同等であることを証明する。

平成24年1月4日 八王子市長 八王子 太郎 公印

※特別永住者は本名と通名が記載されている。通名を券面に印刷したい希望者はこの住民票の写しに記載されている場合に限りです。

7

申請書類

5. (例) 戸籍謄(抄)本 (旧姓がわかる公的書類)

※全部(個人)事項証明書

発行日から3ヶ月以内のもの

※3ヶ月以内とは、申請日の時点で3ヶ月以内であること。

全部事項証明	
本 籍	大分県豊後大野市二宮町3丁目25番地
氏 名	太郎 一郎
戸籍事項	【出生日】 昭和18年12月25日 【出生地】 大分県豊後大野市二宮町3丁目25番地
戸籍に記されている事	【姓】 太郎 【名】 一郎 【出生日】 昭和18年12月25日 【出生地】 大分県豊後大野市二宮町3丁目25番地 【婚姻】 未結
戸籍に記されていない事	【姓】 花子 【出生日】 昭和24年3月5日 【父】 太郎 一郎 【母】 花子 一郎 【婚姻】 未結
世帯事項	【世帯主】 昭和24年3月5日 【世帯員】 太郎 一郎 【世帯員】 花子 一郎 【世帯員】 太郎 一郎
以下全姓	

発行番号 000001
これは、戸籍に記されている事項の全部を証明した書面であり、
平成18年12月25日 大分県豊後大野市長 印

8

申請書類とは

1. 医師資格証発行申請書
2. 医師免許証原本（コピー不可）
3. 身分証（コピー不可）
4. 住民票の写し

いずれかの書類に旧姓が記載されている方は、
旧姓がわかる公的書類もあわせて提出してください

5. (例) 戸籍謄（抄）本
※全部（個人）事項証明書

9

審査する組織について

10

審査する組織について

最終的な審査 (RA)

◆ 日本医師会受付審査局 (日本医師会電子認証センター)

(受付・事前審査)・本審査 (LRA)

◆ 都道府県医師会地域受付審査局

◆ 日本医師会地域受付審査局 (日本医師会電子認証センター)

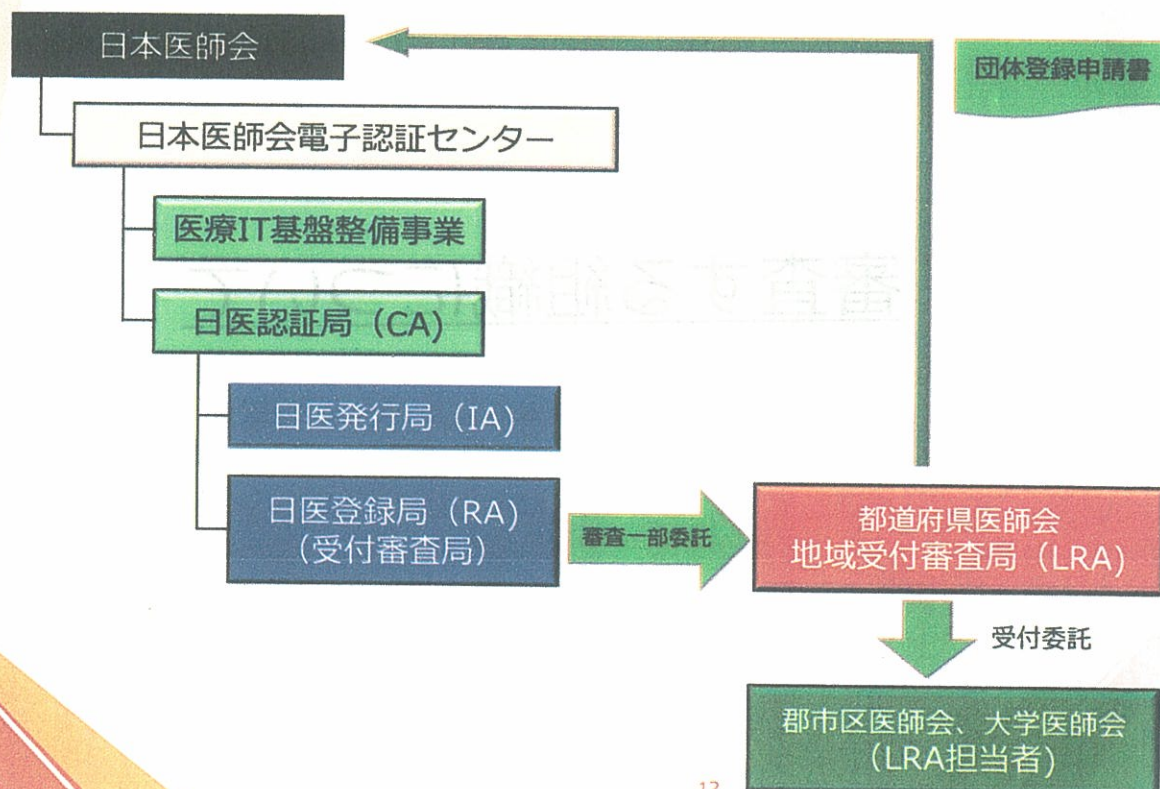
受付・事前審査 (LRA担当者)

◆ 地域受付審査局から任命された郡市区医師会、大学医師会

RA : 受付審査局 (Registration Authority)

LRA : 地域受付 (審査) 局 (Local Reception Authority)

審査する組織について

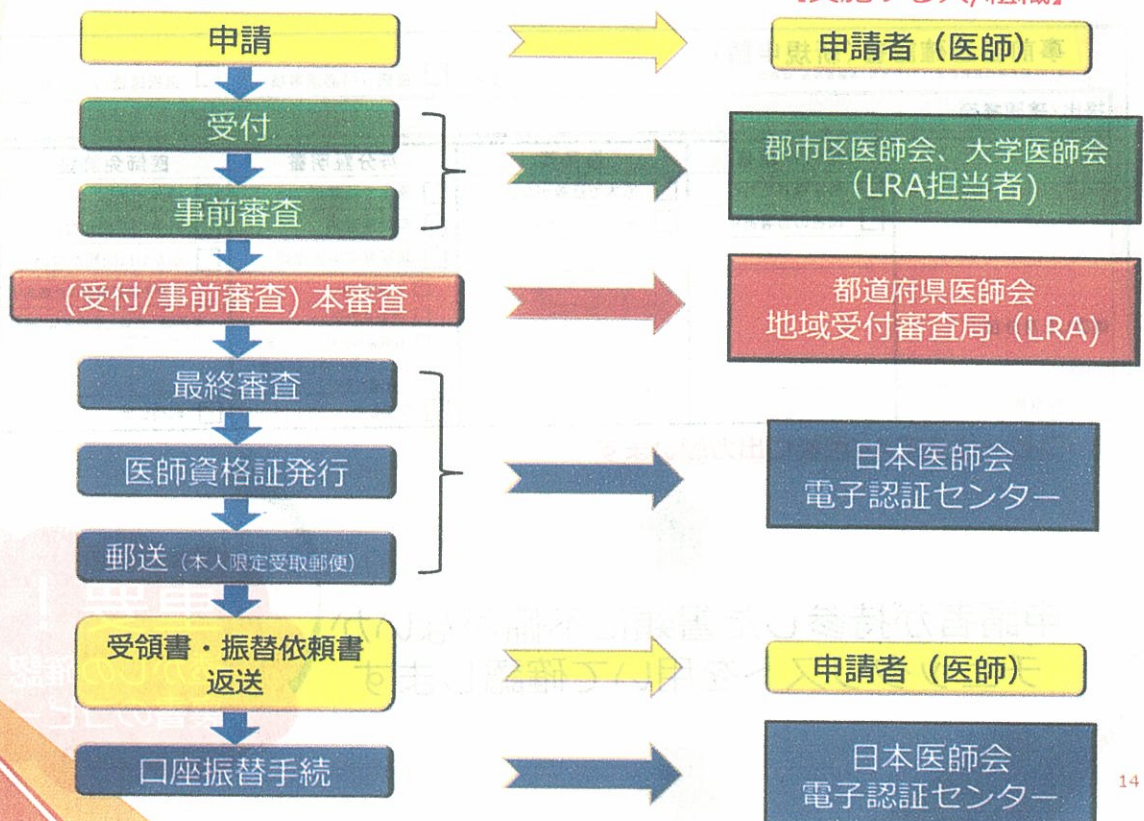


審査の方法

13

全体の流れ

【実施する人/組織】



14



受付前準備

- ① 受付日に来る申請者名、人数を事前に把握し調整を行う

受付実施方法

- ① 郡市区医師会/大学医師会のLRA担当者に申請者本人が申請書類を持参して受付を行う
- ② LRA担当者が外部に出向いて申請者本人から受付を行う (コピー機使用を確認)
- ③ 都道府県医師会LRAに申請者本人が申請書類を持参して受付を行う

受付実施内容

- ① 申請書類の受け取り
- ② 姓名の確認 (申請者、申請書類)
- ③ 顔写真と申請者を見て本人であることを確認
- ④ 申請手続き説明…「資格証申込後の流れ」
- ⑤ 旧姓使用を希望するか確認

15

事前審査①

事前審査確認書(新規申請)				
※LRA担当者記載必須、LRA担当者(本審査担当者)は必須としない。				
備考: ☐ 確認(✓)必須事項 ☐ 選択確認(✓)事項				
提出/確認書類				
	発行申請書	住民票	身分証明書	医師免許証
	☐ 所定様式である	☐ 原本で疑義がない	☐ 原本で疑義がない	☐ 原本である
	☐ 氏名の自署あり	☐ 発行から3か月以内	☐ 有効期限内	☐ 外形に問題がない
			☐ 顔写真で本人確認	☐ 透かしに問題がない
確認した身分証			☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ 住民基本台帳カード(写真付) ☐ 官公庁発行身分証明書(写真付)	☐ 医師免許証裏面に記載あり。 ※裏面に記載ある場合は、裏面のコピーも取得
コピーの取得			☐ 取得した	☐ 取得した

コピーは全てA4用紙に出力願います

申請者が持参した書類に不備がないか
チェックリストを用いて確認します

重要!

透かしの確認
裏書のコピー

16

事前審査②

医師資格証発行申請書(新規申請)				
	発行申請書	住民票	身分証明書	医師免許証
①申請区分	☐ 新規に記載あり			
氏名(フリガナ)	☐ 記載あり			
氏名(漢字)	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、原姓・旧姓を記載できるもので確認 ☐ 通称名を使用	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、住民票と医師免許証で確認 ☐ 不一致を、原姓・旧姓を記載できるもので確認	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、原姓・旧姓を記載できるもので確認
②申請者登録情報				
生年月日	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致	身分証により「生年月日」、「性別」、「住所」表記の有無に差異がある。審査に懸念が生じた場合、必要に応じて確認する。	☐ 発行申請書と一致
性別	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致		☐ 発行申請書と一致
住所	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致		
医師登録番号	☐ 記載あり			☐ 発行申請書と一致
医師登録年月日	☐ 記載あり			☐ 発行申請書と一致
日医会員区分記載	☐ 記載あり			
日医会員ID	☐ 記載あり			
暗証番号	☐ 記載あり			
顔写真	☐ 申請者本人である		☐ 申請者本人である	
③申請者勤務先				
医療機関名	☐ 名称記載あり ☐ 住所記載あり			☐ 原本で記載がない ☐ 発行から3か月以内 ☐ 旧姓を使用
医療機関情報	☐ 電話番号記載あり ☐ 設立形態記載あり ☐ 種別記載あり			
④連絡先情報	☐ 電話番号記載あり	☐ 住所選択あり	☐ その他住所記載あり	
⑤医師資格証の送り先	☐ 指定あり			
☐ 不備事項があるが、LRA審査に移す (LRA名称) 受付 年 月 日 (氏名自署) LRA担当者				

本人限定受取郵便(特例型)のため
医師資格証の送り先と運転免許証の
住所が一致する事が望ましい

17

事前審査完了

(返却書類)

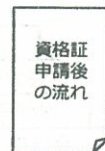
(カラーコピー)



ありがとうございました。
受付と事前審査完了です。
発行申請書は紛失しない
よう保管をお願いします。



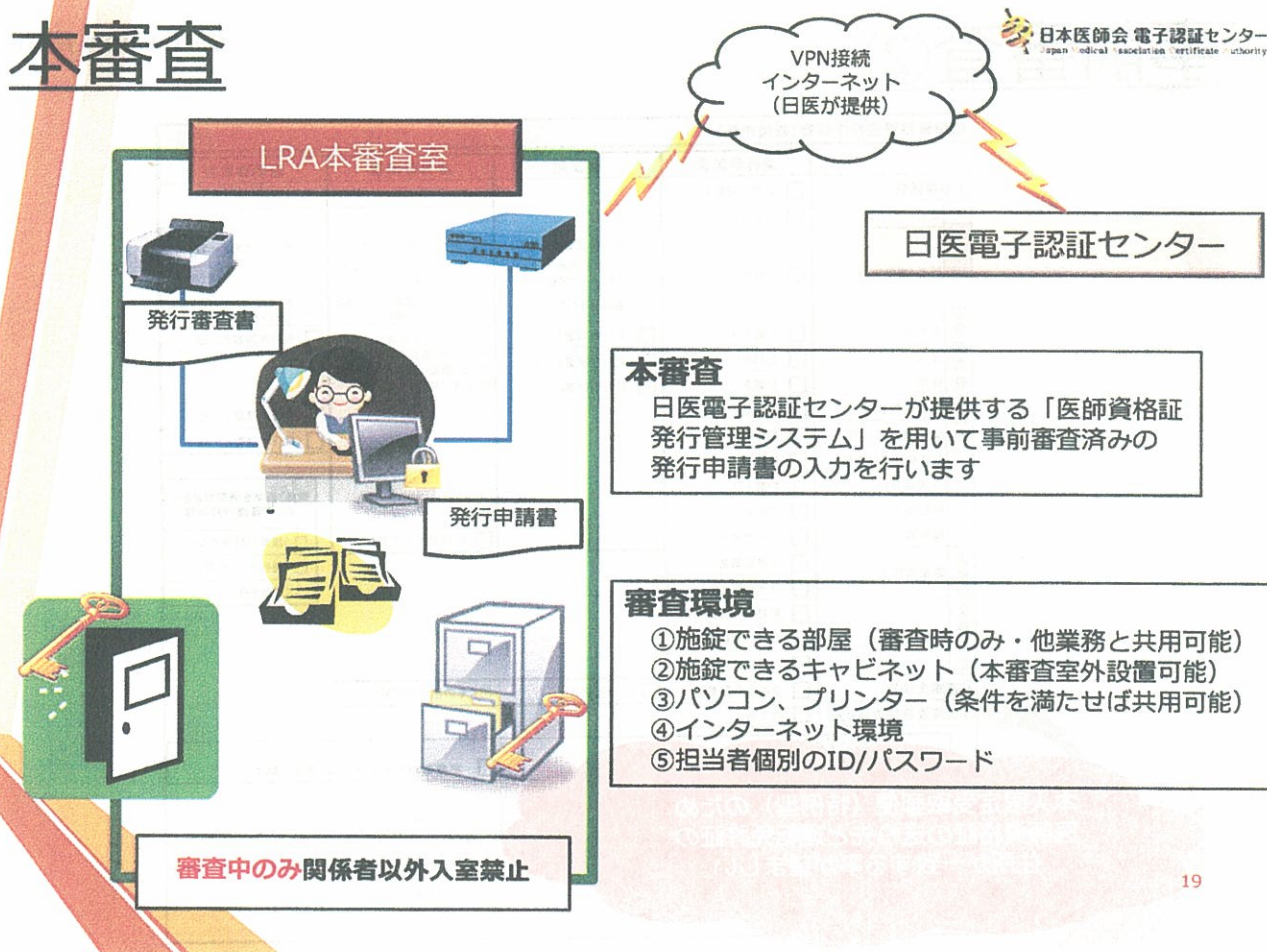
あとはよろしく。
それじゃ帰ります。



郡市区医師会、出向き先での審査は、この事前審査まで実施して完了。
申請書類は都道府県医師会へ郵送(書留)又は持参して本審査となります。

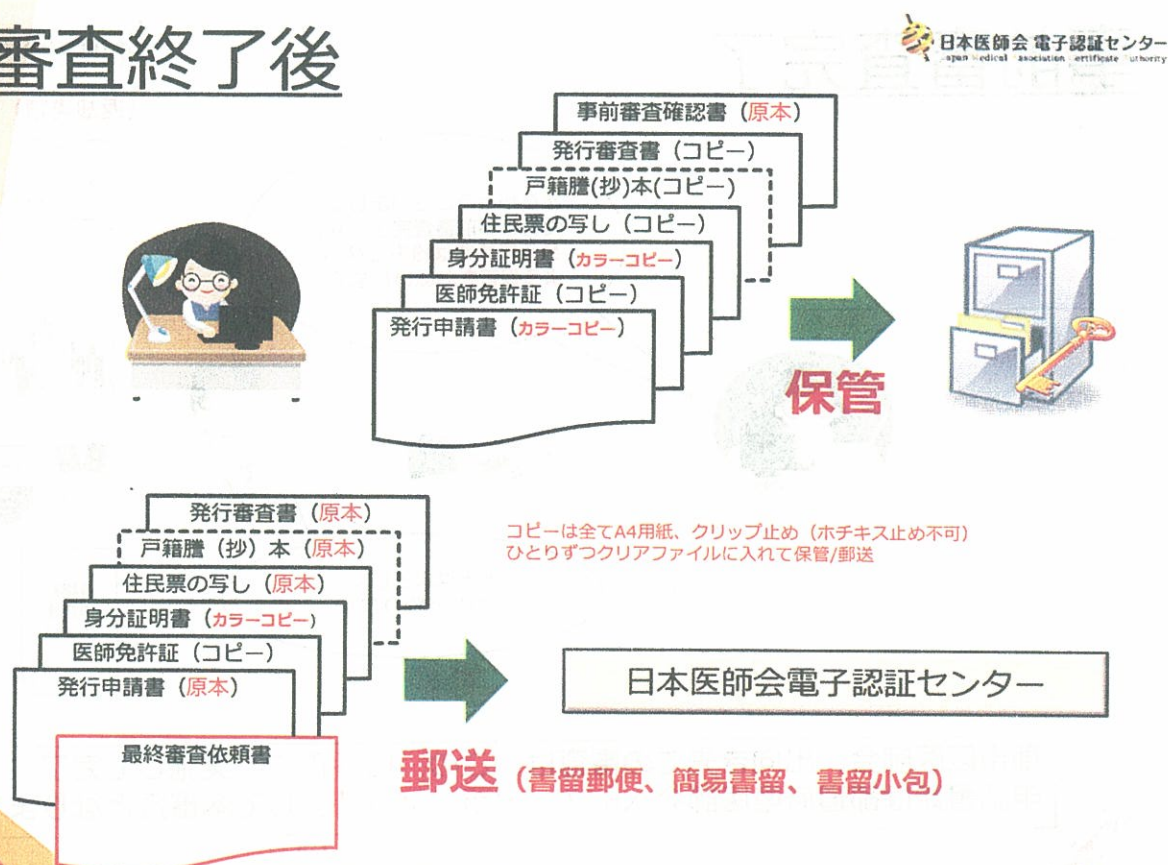
18

本審査



19

本審査終了後



※最終審査依頼書：申請件数を記載し、最終審査を日医電子認証センターに依頼する書類

20

参考資料

21

団体登録申請書

別紙

日本医師会 医師資格証 地域交付審査局 団体登録申請書

(発)登録申請団体 → (宛)日本医師会

医師資格証の発行審査に際する地域交付審査局の登録を申請します。
なお、申請にあたって「日本医師会電子認証局運用規程」、「医師資格証利用規約」及び「地域交付審査局事務取扱要領」を遵守するものとします。

※申請項目

1. 団体情報 登録する団体情報を記載して下さい。

団体名				団体住所
住所				
代表者				

2. 地域交付局(LRA) 資格者および担当情報 (各1名以上)

LRA責任者	氏名	登録番号	パスワード
	メールアドレス	電話番号	
LRA運営委員	氏名	登録番号	パスワード
	メールアドレス	電話番号	
LRA運営委員	氏名	登録番号	パスワード
	メールアドレス	電話番号	

(発)日本医師会 → (宛)登録申請団体

医師資格証の発行審査に際する地域交付局として、貴団体を登録したのて以下のとおり貴「団体登録番号」を通知します。

◆ 電子認証センター受付欄

受付日	
-----	--

団体登録番号は [] となります。

・日本医師会電子認証センターに送付していただく最終審査依頼書には、必ず上記団体登録番号を記載してください。
・団体登録番号がないものにつきましては、団体追加の申請とみなしますのでご注意ください。
・日本医師会電子認証センターに送付していただく最終審査依頼書に別添の「団体登録番号」を記載してください。
・団体登録番号は必ずしもLRA運営委員等に通知するものではありません。
・団体登録番号はLRA責任者またはLRA運営委員等に通知する場合は日本医師会電子認証センターにご連絡ください。
・団体メールアドレスは登録不可。必ず個別のアドレスを記入してください。

C-00000000000000000000

日本医師会 医師資格証 地域交付審査局 団体登録申請書の別紙

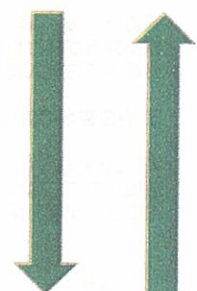
項目	内容
1. 団体情報	団体名、住所、代表者
2. 地域交付局(LRA) 資格者および担当情報	LRA責任者、LRA運営委員

変更依頼書

日本医師会 医師資格証 地域交付審査局 団体登録申請書の別紙

項目	内容
1. 団体情報	団体名、住所、代表者
2. 地域交付局(LRA) 資格者および担当情報	LRA責任者、LRA運営委員

都道府県医師会



日本医師会

22

郡市区医師会LRA担当者任命届

平成 年 月 日

(宛) 都道府県医師会 会長殿

(発) 団体名 郡市区医師会

会長名

住所

郡市区医師会LRA担当者任命届

医師資格証の発行に關する地域受付審査員担当者について、当方の担当地域に關する医師からの申請受付業務を行う担当者を任命したので届出いたします。
なお、届出済LRA担当者の解任、変更につきましても本任命届にて届出いたします。

1. 解任 解任のいづれか□印で書いてください。変更は前(現状)か後(変更後)を□印で書いてください。

No	区分	氏名	所属・役職	電話番号
1	解任 □ 後 □			
2	解任 □ 後 □			
3	解任 □ 後 □			
4	解任 □ 後 □			
5	解任 □ 後 □			
6	解任 □ 後 □			
7	解任 □ 後 □			
8	解任 □ 後 □			

郡市区医師会



都道府県医師会

23

医師資格証申請後の流れ

このたびは、医師資格証の発行申請をいただきありがとうございました。この後、以下の流れで「医師資格証」を発行いたします。今後の流れと留意点をご連絡しますので、ご一読ください。

【今後の流れ】

1. 本審査 (LRA) および最終審査 (日医) の実施

本日、受領した申請書類を元に、審査を実施します。審査の段階で書類不備等があった場合、ご連絡差し上げることもありますので、その際はご対応お願いいたします。また、書類不備や審査の結果によって、発行ができない場合もあります。原則、ご連絡の上で判断しますが、ご了承ください。

2. 医師資格証の発送

審査終了後、医師資格証を本人限定受取郵便 (特例型) で発送します。本日受付けさせていただいた医師資格証は、書類不備等がなければ3~4週間後から順次発送いたします。受取りは郵便窓口での受取時または送付先への配達時に身分証等での本人確認と住所の一致確認が郵便局員により実施されます。

3. 必要書類の返信

医師資格証と共に、資格証の『受領書』と『口座振替依頼書』を同封しますので、ご記入の上、必ずどちらも同封の返信用封筒でご返信ください。(口座振替依頼書は緑色の金融機関用と青色の委託者様用の2枚を返信) 発送後、28日以内に返信がない場合は、医師資格証を失効し、医師資格証の返却依頼を差し上げます。

【留意点】

1. 年会費

医師資格証は年会費がかかります。日本医師会の会員で年間5,000円 (税別)、非会員で10,000円 (税別) です。年会費は登録いただいた口座から発行時期に応じて年1回引き落としさせていただきます。初回年会費引落は『口座振替依頼書』到着後、書類不備等がなければ2~3ヵ月後となります。自動引落日は各月の5日 (休日の場合は次営業日) になります。

2. 券面の漢字氏名について

券面に表記する氏名の漢字は、発行申請書に記載いただいた漢字としますが、旧字、外字等の場合、代替の漢字に置き換えて記載させていただくこともありますので、ご了承ください。

以上

24

いろいろな手続き・書類

25

医師資格証利用規約
医師資格証利用規約別紙＜医師資格証利用会費と支払方法＞
LRA団体登録申請書（新規申請、別紙、変更申請）
郡市区医師会LRA担当者任命届
LRA担当者管理台帳
LRA事務取扱要領【利用者証明書発行審査編】 医師資格証
LRA受付審査業務事務取扱要領【入退室管理編】
医師資格証 発行申請書
医師資格証 発行申請書（再発行）
電子証明書失効申請書
医師資格証利用中止届
医師資格証連絡先変更申請書
医師資格証開示申請書
医師資格証紛失届
事前審査確認書
事前審査確認書（再発行）
最終審査依頼書
発行審査書
医師資格証_不備通知書
利用会費の口座振替依頼書
受領書

26

ご清聴ありがとうございました

詳細は日本医師会電子認証センター
のホームページにてご確認願います



日本医師会 電子認証センター
Japan Medical Association Certificate Authority

<http://www.jmaca.med.or.jp>